

日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領第7条第2項の規定に基づき、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び部会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴手続)

第2条 傍聴者は、会議の開催時刻までに受付に住所及び氏名を記入したうえ、係員の指示に従い、会場に入場するものとする。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) ヘルメット、鉢巻、たすきの類の着用等通常の服装をしていない者。
- (3) プラカード、立看板、旗、のぼり、危険物、笛、太鼓その他会場に持ち込むことが不適當又は不
必要な物品を携帯している者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議事の進行を妨げるおそれがあると認められる者。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議中は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の席に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 審議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、スマートフォン等は、電源を切る又はマナーモードにすること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 一般席の傍聴人は、議長の許可なく、傍聴席において写真等を撮影、又は録音等をしてはならない。
- (7) 議長又は議長の命を受けた係員の指示に従うこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 議長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは退場させることができる。

2 傍聴人は会議が非公開とされた時、又は議長より退場を命ぜられたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

附則

- 1 この要領は、平成20年5月26日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年6月13日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年7月25日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年8月16日から施行する。